

異常気象時における臨時休業等の判断基準について

作木中学校

異常気象時における臨時休業等の対応につきましては、三次市教育委員会の判断基準に基づき、次のとおり行います。

『臨時休業』とする場合

午前6時時点で 三次市に次のいずれかの警報が発令中

『特別警報』『暴風警報』『洪水警報』『大雨洪水警報』『土砂災害警戒情報』

校長判断により『臨時休業』または『開校』とする場合

午前6時時点で 三次市に次の警報が発令中

『大雨警報』：河川等の状況を勘案し、校長判断とします。

『大雪警報』：通学路の状況を考慮し、校長判断とします。

※近隣の学校及び作木小・中学校共に連携を図り、速やかに判断し、「臨時休業」措置を取る場合のみ連絡いたします。

【登校後の対応】

児童生徒の登校後に上記警報が発令され、災害の発生が予想される場合は、授業等の打ち切り措置を行います（保護者による迎え、教職員による引率下校も含め）。

【その他】

- ① 臨時休業の判断をした場合は、テトルにて保護者の方に連絡をさせていただきます。
- ② 登校後、授業等の打ち切り措置を行う場合は、家庭調査票にご記入いただいている電話番号にお知らせします。（※保護者のお迎えが必要な場合は、学校から連絡いたします。）
- ③ 緊急時の一斉連絡のため、テトルの登録にご協力ください。
- ④ 通学路に危険箇所がある（倒木、がけ崩れ、河川の増水や氾濫等）場合は、学校等へご連絡ください。